東大阪市立学校屋内運動場空調設備等整備事業

入札説明書等に関する質問に対する回答

第1回

- ・ 東大阪市立学校屋内運動場空調設備等整備事業入札説明書等について、令和4年8月15日から令和4年8月17日までに寄せられた質問に対する回答を公表します。
- ・ 質問及び意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、 一部修正しています。
- ・ 質問No19の課金システムについては、令和4年9月末までに回答します。

令和4年9月14日

東大阪市

NO	事 华 万	77 J J			診	发 当箇月	折			新 明	□ <i>k</i> ⁄r
NO		タイトル	頁	ローマ				カナ(カ	ナ) 英字		回答
1	入札説 明書	入札予定価格	16	IV	3					入札予定価格の各業務の金額をご開示いただけないでしょうか。	予定価格に関する内容は、公表できません。予定 価格の範囲内で独自に設定してください。
2	入札説 明書	入札予定価格	16	IV	3					入札予定価格の各業務の金額の算出日はいつでしょ うか。	予定価格に関する内容は、公表できません。
3	入札説 明書	入札予定価格	16	IV	3					入札予定価格には、物価高による影響は、特定事業 選定のタイミングで反映されていると理解して良いで しょうか。	予定価格に関する内容は、公表できません。また、 物価高による影響については、事業契約書(案)に おいて、その取扱いの詳細を定めています。
4	入札説 明書	入札説明書	20	VI	3	(1)	2			対価の支払い方法の計算方法の様式ご指示お願い します。	様式集(Excel)内の様式5を参照してください。
5	要求水 準書	要求水準の確 認	10	П	1	(3)	① ②			要求水準確認計画書、要求水準確認書、コスト管理計画書の指定様式ご指示お願いします。	様式は事業者からの提案に基づき、市と事業者で 協議した上で、市が決定します。
6		設計業務の要 求水準	12	Ш	1	(1)	1)	(ウ	') a	詳細提案校の選定理由をご教示ください。	鉄骨造平屋建として荒川小学校、鉄筋コンクリート造2階建として八戸の里東小学校、鉄筋コンクリート造平屋建として長栄中学校を選定しています。また、様々な整備項目がある施設を選定しています。
7	要求水準書	設計業務の要 求水準	16	Ш	1	(3)		()		「改修範囲内にあるボード類は、改修履歴等から明らかな場合を除いては、石綿が含有されているものとみなして、処理する」とありますが「改修履歴等から明らかな場合」の数量をもとに事業費を検証しているのでしょうか。	予定価格に関する内容は、公表できません。
8	要求水準書	設計業務の要 求水準	16	Ш	1	(3)		(")	")	本要求水準書と別紙11過年度図面に示す設計内容に相違が有る場合は要求水準書を優先とありますが、すべての工種項目に於いて設計にあたっては別紙11過年度図面に示す設計内容同等の水準とするとあります。 これにより、優先順位は下記内容でよろしいでしょうか。 ①別紙11過年度設計図面 ②要求水準書	位は、①要求水準書、②別紙11 過年度図面の順
9	要求水準書	空調設備、換 気設備の一般 的要件	19	Ш	2	(2)	1)	(テ	·)	「別紙13 設計用屋外・屋内条件」と「別紙14 空調環境の標準提供条件」で、夏季室内温度が26℃と28℃がありますがどちらを使用すべきでしょうか。	機器能力の選定等、設計には別紙13に示す室内 温度を用い、エネルギー費用の算定等、運用には 別紙14に示す室内温度を使用してください。

NIO	+ 本本 な	h Zl u			診	亥 当箇月	折				所 HH	□ <i>fst</i> r
NO		タイトル	頁	ローマ	数	(数)		カナ	(カナ)		質問	回答
10	要求水準書	設計業務の要 求水準	21	Ш	2	(2)	3		(1)		空調リモコンは、1台に対し1個の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねますが、アリーナ内のゾーン別の空調 が可能なよう、必要な個数を設置してください。
11		設計業務の要 求水準	25	Ш	3	(2)	1)	ア	(才)		「通信機器については、市が委託する保守業者と協議のうえ、施工等は保守業者が行い、必要な費用は全て事業者の負担とする。」とあります。この費用をご教示ください。	設計内容により異なることから、事業者決定後、保守業者と協議のうえ、費用を決定してください。
12	要求水 準書	屋根防水改修	34	Ш	3	(2)	5		(1)		金属屋根の庇については、断熱材なし、塗装やり替 えとしてもよいでしょうか。	要求水準書32頁Ⅲ3(2)③エ(セ)記載の通り、屋 内運動場の金属屋根の庇は、更新とします。
13	要求水準書	トイレ整備共通	36	Ш	3	(2)	7	ア	(エ)		SDGsの観点も鑑み、プラン改修済みのトイレで状態の良い床タイル・壁タイルはそのまま利用できるようにしてもよいでしょうか。	要求水準書に示す仕様とします。要求水準同等以上の仕様とする場合は、市の承諾を得てください。
14	要求水 準書	トイレ整備共通	39	Ш	3	(2)	7	ア	(ケ)	с	改修対象便所の工事中の仮設トイレは不要と考えて よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水 準書	既設トイレ改修	41	Ш	3	(2)	7	イ	(工)		便所の換気設備について、既存設備がある場合、同等品の取替としますが、既存設備がない場合の換気量決定は10回/hとして宜しいでしょうか。	
16	要求水 準書	設計業務の要 求水準	41	Ш	3	(2)	7	ウ	(1)	,	屋内運動場に付随するトイレ、校舎内のトイレがありますが、地域開放による不特定多数の利用を想定されるでしょうか。	学校のトイレとして整備するものです。
17	要求水 準書	エネルギー供 給	55	VI	1	(1)					エネルギー供給と費用は市が負担となっているが、プロパンガスの交換はどのようでしょうか。	プロパンガスの供給に係る費用(使用料、運搬費等含む)については、市の負担とします。
18	要求水準書	課金システム	55	VI	1	(1)			(+)		自販機不具合の際、利用者から直接自販機メーカーへ問合せる形態を取る方法でよろしいでしょうか。	維持管理企業から第3者に委託することは可能ですが、第3者への委託に当たっては事業契約書 (案)を参照してください。なお、集金の業務については第3者に委託できません。
19	要求水 準書	課金システム	55	VI	1	(1)			(‡)		売り上げは市への計上だと思われますが、集金などを 含む具体的な業務内容はどのようでしょうか。	答します。
20	準書	維持管理統括 責任者	55	VI	1	(3)	1)				統括責任者についてはどのような業務をお考えかご 教示ください。	維持管理業務全体を総括的に把握し調整を行うことですが、詳細等は提案に委ねます。
21	要求水 準書	報告書等の提 出	56	VI	1	(4)					各種計画書や報告書についての様式や詳細内容に ついては任意との認識でよろしいでしょうか。	様式は事業者からの提案に基づき、市と事業者で協議した上で、市が決定します。

NIC	+ 本	77 A			1	亥当箇戸	折		FF 111	End Arter
NO		タイトル	頁	ローマ	数	(数)		カナ(カナ)		回答
22	要求水 準書	セルフモニタリ ング	58	VI	1	(4)	(5)	(7)	セルフモニタリングについて実施内容や頻度については任意との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。提案に委ねます。
23	要求水準書	維持管理業務 に関する要求 水準	60	VI	3	(1)		(1)	「市又は学校等が要望する時期に、空調設備のシーズンイン点検を行う。」とあるが、冷房シーズン、暖房シーズンの年間2回の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24		維持管理業務 に関する要求 水準	60	VI	3	(1)		(才)	1シーズンごとに対象を指定される7施設において、 室内温度及び外気温度等を測定し報告するとある が、1シーズンとは1年間で1回と考えてよろしいでしょ うか。	冷房シーズン、暖房シーズンの年2回、それぞれ7 施設で実施してください。
25	要求水準書	保全	60	VI	3	(3)			フィルター清掃等の保全業務については継続的に利用できる状態を保っていれば、年度中に計画を変更することは問題無いでしょうか。	提案に委ねますが、別紙14に示す空調環境の提供 条件を遵守し、継続的に利用できる状態を保ってい ることが必要です。
26	様式集	様式9-3-1							エネルギー量総括表作成にあたり、採用するエネル ギーの料金をご教示ください。	様式9-4-1及び様式9-4-2の欄外に記載の注釈を 参照してください。
27	様式集	様式9-3-1							エネルギー量総括表作成にあたり、別紙14の運転時間を採用して計算するでよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、様式9-4-1及び様式9-4-2 で求めた値をもとに記載してください。
28	基本協 定書 (案)	違約金	8	_	_	第13条	1項		基本協定書(案)第13条第1項に定めのある違約金の支払と、事業契約書(案)第73条第6項から第8項に定めのある違約金の支払は、それぞれ支払義務が発生するという認識でしょうか。 (例えば、基本協定書の違約金が8億円で、事業契約書の違約金が3億円の場合、合計で11億円の支払義務となる。)	等の市に対する違約金支払い債務は、事業契約書 (案)第73条第6項から第8項に定める事業者の市に 対する債務と、金額の等しい範囲内で連帯債務の 関係になりますので、その範囲においては、それぞ

					言	亥当箇戸				
NO	書類名	タイトル	頁	ローマ		(数)	(数)	カナ(カナ)英字	質問	回答
29	事業契 約書 (案)	市の請求による設計の変更	8	第3章		第21条			貴市の責めに帰すべき事由により発生した追加費用 又は損害を合理的な範囲内において貴市が負担す る旨の記載がありますが、当該合理的な範囲には合 理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違 いないでしょうか。	発生する金融費用のうち、合理的な範囲内のもの については市において負担するとのご理解で結構 です。
30	事業契 約書 (案)	事業者の請求 による設計の変 更	9	第3章	2節	第22条	2項		「市が必要と認めた場合には市が合理的範囲で負担する」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	発生する金融費用のうち、合理的な範囲内のもの については市において負担するとのご理解で結構 です。
31		施工業務に伴 う近隣対策等	12	第4章	3節	第32条	6項		「近隣住民の反対運動等に直接起因する費用又は損害については市が合理的な範囲で負担する」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	本件事業を行うこと自体に起因する反対運動等に 伴い直接生じる費用又は損害には合理的に発生 する金融費用を含むということに関しては、ご理解 のとおりです。
32	事業契 約書 (案)	石綿の処理等	12	第4章	3節	第34条	2項		石綿の処理等に関して、貴市が行った石綿含有調査後に判明した石綿含有の有無に応じて、設計・施工等のサービス対価が増減する可能性があると存じます。 増減があった場合、金融機関からの資金調達額に影響が出る可能性があり、融資契約締結後であれば、契約変更にかかる費用負担も想定されます。このような場合、追加で生じる融資関連費用を加味してサービス対価をお支払いいただけますでしょうか。	事業契約書(案)別紙12-3(1)①アの項のとおり、「石綿含有仕上塗材除去」の場合は、市は、事業者から様式9-7施工単価提案書の「2.石綿含有仕上塗材除去工事」で提案された単価を用いてサービス対価の改定を行います。これとは別に追加融資関連費用を市が負担することはありません。なお、「石綿含有仕上塗材除去」以外の場合は、事業契約書(案)別紙12-3(1)①イの項のとおり、市と事業者の協議により改定を行います。
33	事業契 約書 (案)	石綿の処理等	12	第4章	3節	第34条	3項		対象施設の外壁の剥落・落下防止対策につき 改修数量の変動に応じて、設計・施工等のサービス対価が増減する可能性があると存じます。 増減があった場合、金融機関からの資金調達額に影響が出る可能性があり、融資契約締結後であれば、契約変更にかかる費用負担も想定されます。このような場合、追加で生じる融資関連費用を加味してサービス対価をお支払いいただけますでしょうか。	事業契約書(案)別紙12-3(1)②の項のとおり、市は、事業者から様式9-7施工単価提案書の「1.剥落・落下防止対策」で提案された単価を用いてサービス対価の改定を行います。これとは別に追加融資関連費用を市が負担することはありません。

NO	書類名	タイトル	云	ローマ	<u></u>	後当箇所 (数) (数)) 	質問	回答
34	事業契約書(案)	市による完工確認				第37条 51		「市又は教職員、児童生徒、保護者その他の学校等の使用者の責めに帰すべき事由により発生した破損等については、市が責任及び費用を負担する。」との記載がありますが、当該費用負担について、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	については市において負担するとのご理解で結構
35	事業契 約書 (案)	追加費用又は 損害に係る合 意的な範囲	14	第4章	6節	第40条 11	lm/	「施工計画書記載の工期等を延長変更した場合、当該延長変更に伴って事業者に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲内において市が負担するものとし」とありますが、必要な範囲での金融費用や支払報酬等も含まれるという認識でよろしいでしょうか。(以降の条文も含め)	については市の負担となります。また、支払報酬等 の内容が合理的に必要な範囲の金融費用であれ
36	事業契約書(案)	工期又は供用 開始時期の延 長変更又は遅 延による費用 等の負担及び 違約金	14	第4章	6節	第40条 11	lm/	「追加費用又は損害費用は合理的な範囲内において 市が負担する」との記載がありますが、当該合理的な 範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの 認識で間違いないでしょうか。	
37	2.1.5	工期又は供用 開始時の遅延 による費用等の 負担及び違約 金	14	第4章	6節	第41条 11	1m/	「追加費用又は損害は、合理的な範囲内において市が負担する」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	発生する金融費用のうち、合理的な範囲内のもの については市において負担するとのご理解で結構 です。
38		施工業務の一時中止	16	第4章	6節	第42条 2月	lm/	「損害が生じた場合には、市は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担する」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	発生する金融費用のうち、合理的な範囲内のもの については市において負担するとのご理解で結構 です。

NO	書類名	タイトル				亥当箇戸			質問	回 答
NO		契約保証金	頁	ローマ	数	(数)	数	カナ(カナ)英字	「設計・施工等のサービス対価の合計」は、設計費・施	' ' -
39	事 素 (案)	突が休祉を (設計・施工等)	18	第4章	7節	第46条	1項		工費・工事監理費が対象であり、融資組成費用・SPC設立費用等のその他費用等は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	第1条第40号に定義されており、「本契約に規定する空調等設備整備及び施設改修に関する設計業務、施工業務、工事監理業務及びこれらに付随する業務の履行の対価として市から事業者に支払われる金員(消費税等及び割賦手数料を含む。)の総額」になります。したがって、市から事業者に支払われる金員に該当する融資組成費用・SPC設立費用等のその他費用等も「設計・施工等のサービス対価の合計」に含まれます。なお、原案では、第1項及び第2項において、「設計・施工等のサービス対価の合計に消費税等相当額を加算した額」と記載していますが、定義において消費税等が含むこととしていますので、「設計・施工等のサービス対価の合計」に修正します。
40	事業契約書(案)	契約保証金(維持管理)	18	第4章	7節	第46条	5項		「当該事業年度の維持管理の対価の額」は、サービス対価Bの①維持管理に係る費用のみであり、②その他費用等は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	第46条第5項の「維持管理の対価」は、第1条第4号に定義されており、「維持管理業務の履行の対価として市から事業者に支払われる金員(事業者を維持するための費用を含む。)並びにこれについての消費税及び地方消費税の総額」になります。したがって、市から事業者に支払われる金員に該当する②その他費用等も「維持管理の対価」に含まれます。なお、原案では、第5項及び第6項において、「維持管理の対価」と記載していますが、正確には、第1条管理の対価」と記載していますが、正確には、第1条第4号のとおり、「維持管理のサービス対価」ですので、修正いたします。また、「維持管理のサービス対価」には上記定義において消費税及び地方消費税が含まれていますので、「に消費税等相当額を加算した額」を削除します。
41	約書	空調等設備の 修繕及び代替 品の調達	21	第6章	2節	第57条	4項		「合理的な範囲内の費用」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	発生する金融費用のうち、合理的な範囲内のもの については市において負担するとのご理解で結構 です。
42	事業契 約書 (案)	維持管理業務 等についての モニタリング	22	第7章	-	第63条	7項		維持管理業務等についてのモニタリングにかかる規定であるため、設計・施工等のサービス対価は控除の対象外としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

NIO	+	77 J. 3			1	亥当箇層	折		PR 293	E. Arte
NO		タイトル	頁	ローマ	数	(数)		カナ(カナ)英字	質問	回答
43	約書 (案)	履行拒否等の 場合の事業者 の違約金等支 払義務	26	第9章	-	第72条	1項		履行拒否等の場合に生じる違約金について、(1)引渡し完了前は「履行拒否又は履行不能としている空調等設備等が属する」対価とあるように、対象となる業務の対価に限定している一方で、(2)引渡し完了後の場合は、事業年度の対価全体が算出の対象となっているように読みましたが、(2)についても履行拒否や履行不能となった業務の対価のみが違約金算出の対象となるわけではないでしょうか。	と、引渡し完了前についての第1号の規定は、ご質
44	約書 (案)	履行拒否等の 場合の事業者 の違約金等支 払義務	26	第9章	-	第72条	1項		本件では、第71条3項および4項に事業解除時の違約金の記載がある一方で、第72条1項には履行拒否等による解除時の違約金の記載がございます。第72条への抵触を事由として事業解除となった場合、第71条の違約金負担も重複して生じるとの理解でしょうか。その場合、2つの違約金を負担することとなるため、SPCに過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、第71条の違約金に限定としていただけないでしょうか。	第72条は構成員等が本契約に基づく事業者の債務につき履行拒否又は履行不能となった場合で、市が解除を選択しない場合の規定であり、第72条の事由に該当して本契約が一部又は全部が解除された場合は、第71条第3項、第4項に基づく違約金が課されることになります。 なお、第72条第1項第2号の消費税率に関する記載の一部は、「解除時」から「当該日」に修正します。
45	約書 (案)	独占禁止法違 反等を理由と する市による契 約解除	28	第9章	-	第73条	6項		基本協定書(案)第13条第1項に定めのある違約金の支払と、事業契約書(案)第73条第6項から第8項に定めのある違約金の支払は、それぞれ支払義務が発生するという認識でよろしいでしょうか。 (例えば、基本協定書の違約金が8億円で、事業契約書の違約金が3億円の場合、合計で11億円の支払義務となる。)	No.28を参照してください。
46	約書 (案)	独占禁止法違 反等を理由と する市による契 約解除	28	第9章	-	第73条	8項		事業契約書(案)第73条第8項に定めのある、第73条第1項に該当した場合であって、かつ第73条第8項各号に該当した場合の別途支払う違約金についても、第73条第6項や第7項と同じように事業者と構成員が連帯して支払義務がある認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

NO	事報力	タイトル			言	亥当箇層	折			 質 問	回 答
NO			頁	ローマ	数	(数)	数	カナ	(カナ) 英字	~ · · ·	1
47	約書 (案)	独占禁止法違反等を理由とする市による契約解除	28	第9章	-	第73条	8項				事業契約書(案)は、市と事業者が契約当事者となって締結されるものであり、構成員等は直接の契約当事者ではありませんので、事業契約書(案)において構成員等が債務を負担することを規定することはできません。従って、原案とおりとします。もっとも、事業者と構成員等の市に対する債務は金額の重なる範囲で連帯債務ですので、構成員等が支払いをすることによって事業者の責任はなくなりますので、資金調達上も大きな問題にはならないと思料します。
48	事業契 約書 (案)	事業者による契約解除	29	第9章	-	第74条	3項	(1)	ウ	「市は、事業者に対し、本契約の全部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償する」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	発生する金融費用のうち、合理的な範囲内のもの については市において負担するとのご理解で結構 です。
49	事業契 約書 (案)	事業者による契約解除	29	第9章	_	第74条	3項	(2)	工	「市は、事業者に対し、本契約の全部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償する」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	発生する金融費用のうち、合理的な範囲内のもの については市において負担するとのご理解で結構 です。
50	事業契 約書 (案)	事業者による契約解除	30	第9章	-	第74条	4項	(1)	ウ	「市は、事業者に対し、本契約の一部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内で賠償する」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	発生する金融費用のうち、合理的な範囲内のもの については市において負担するとのご理解で結構 です。
51	事業契 約書 (案)	事業者による 契約解除	30	第9章	-	第74条	5項			「市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償する」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	発生する金融費用のうち、合理的な範囲内のもの については市において負担するとのご理解で結構 です。

NO	書類名	タイトル				亥当箇層			質問	回 答
NO			頁	ローマ	数	(数)	数	カナ(カナ)英字		1
52	事業契約書(案)	事業者による契約解除	30	第9章	_	第74条	6項		貴市にお支払い頂く「出来高」には、出来高を構築するうえで必要であった費用(事前調査費、会社経費、資金調達費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	該当条項に従い、出来高に応じた設計・施工等の サービス対価が支払われるところ、当該サービス対 価には間接費用も含まれていると理解されるため、 結果的には、出来高に応じた間接費用も支払われ ることになります。
53	事業契 約書 (案)	任意解除権の 留保	31	第9章	_	第75条	2項		「市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償する」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	発生する金融費用のうち、合理的な範囲内のもの については市において負担するとのご理解で結構 です。
54	事業契 約書 (案)	任意解除権の 留保	31	第9章	_	第75条	3項		資金調達費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理	該当条項に従い、出来高に応じた設計・施工等のサービス対価が支払われるところ、当該サービス対価には間接費用も含まれていると理解されるため、結果的には、出来高に応じた間接費用も支払われることになります。
55	事業契約書(案)	不可抗力事由に基づく解除	31	第9章	_	第76条	7項		資金調達費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理	該当条項に従い、出来高に応じた設計・施工等の サービス対価が支払われるところ、当該サービス対 価には間接費用も含まれていると理解されるため、 結果的には、出来高に応じた間接費用も支払われ ることになります。
56		契約解除時の その他費用等 の取扱い	31	第9章	=	第76条	7項		契約が解除された場合、「市は、事業者に対し、当該 出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約 解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとす る。」とありますが、出来高精算には、融資組成費用・ SPC設立費用等のその他費用等は原則として精算 対象ではない(契約解除までに要した費用及び損害 は支払われる)という理解でよろしいでしょうか。	設計・施工等のサービス対価には間接費用も含まれているため、該当条項に従い、出来高に応じた当該サービス対価が支払われることにより、結果的には、出来高に応じた間接費用も支払われることになります。

	+v/T +	24.23			言	亥当箇戸	听		HH 22	⊢ ble
NO	書類名	タイトル	頁	ローマ				カナ(カナ)英字	質問	回答
57		法令改正等に よる追加費用 又は損害の負 担	33	第10章	-	第82条	2項		「市は、前項の追加費用又は損害、及び第80条第4項に基づく義務内容の変更に伴う事業者の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担する」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	については市において負担するとのご理解で結構
58	4 / 1 4 / 4	サービス対価 A-2のその他費 用等の計上方 法	61	別紙12	2	(2)	1		サービス対価A-2の内、「資金調達にあたって必要となる融資組成費用、SPC設立に係る費用及びその他必要な費用」については、各支払対象期間中に発生する実費用を計上するのでしょうか。それとも、内装工事の金額比率に応じて按分するのでしょうか。	PC設立に係る費用及びその他必要な費用」については、様式5-4内の「3. その他費用等の内訳」に
59	約書	サービス対価 A-2に係る消費 税等の支払い	61	別紙12	2	(2)	1)		サービス対価A-2の支払方法について、「ただし、それらの費用に係る消費税及び地方消費税は含まない。」とありますが、この消費税等は、サービス対価A-1の各支払対象期間の支払日と合わせて一括で支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	事業契 約書 (案)	割賦金利の設 定方法	61	別紙12	2	(2)	2		割賦金利に適用される基準金利についてですが、万が一基準金利がマイナスとなった場合には0%を下限として設定する旨記載いただけないでしょうか。	
61		基準金利のゼ ロフロア条項	62	別紙12	2	(2)	2		基準金利にはゼロフロア条項が適用されるとの理解 で宜しいでしょうか。	No.60を参照してください。
62	事業契 約書 (案)	減額ポイントの 支払額への反 映	71	別紙13	5	(6)	3		維持管理業務等についてのモニタリングにかかる規定であるため、設計・施工等のサービス対価は控除の対象外としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。